

第百六十四回国
参議院經濟産業委員会會議録第十五号

平成十八年五月二十三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十六日
委員の異動
補欠選任
山根 隆治君
田 昌良君
鈴木 陽悦君
世木 義之君

五月十七日
松村 祥史君
谷合 正明君
補欠選任
青木 幹雄君
浜田 昌良君

五月二十二日
青木 幹雄君
補欠選任
松村 祥史君

五月二十二日
藤末 健三君
補欠選任
奥石 東君

五月二十三日
奥石 東君
補欠選任
那谷屋正義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
加納 時男君

北川イツセイ君
佐藤 昭郎君
松山 政司君
若林 秀樹君
渡辺 秀央君

委員
魚住 汎英君
倉田 寛之君
林 芳正君
保坂 三蔵君
松村 祥史君
小林 正夫君
那谷屋正義君
直嶋 正行君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

青森市新町商店街振興組合常務理事
ユニー株式会社代表取締役社長(日本チェーンストア協会会長)

熊本市長
専修大学商学部教授

山根 隆治君
田 昌良君
鈴木 陽悦君
世木 義之君

加藤 博君
佐々木孝治君
幸山 政史君
渡辺 達朗君

本日の会議に付した案件

○中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(加納時男君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として奥石東君が選任されました。

○委員長(加納時男君) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査のため、参考人として青森市新町商店街振興組合常務理事加藤博君、ユニー株式会社代表取締役社長(日本チェーンストア協会会長)佐々木孝治君、熊本市長幸山政史君及び専修大学商学部教授渡辺達朗君の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に委員会を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には、大変御多忙の中をこの委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案の審査の参考にいたしたく存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。

なお、御発言は着席したままで結構でございます。それでは、参考人の皆様から御意見をお述べいただきます。

まず、加藤参考人をお願いいたします。加藤参考人。

○参考人(加藤博君) 今日は、大変、このような席にお招きいただきまして本当にありがとうございます。

私は青森市、今紹介されたとおり、新町商店街振興組合常務理事ということですが、全くのよそ者でございます。青森に来ましてちょうど今年で二十年になります。その間、十八年間、ただひたすらにまちづくり運動を展開してまいりました。今回のまちづくり三法、中心市街地活性化法の見直しに当たりまして、私も、まちづくり運動を強烈に展開している我々にとっては大変大きな力強い支えになるものだと思っております。

が、しかし、本日にまちづくりを頑張っている人たちが、この三法の見直しで中心市街地が活性化

化するということはだれも思っておりません。私もなぜそれをやってきたかといいますと、これは、まちづくり運動を一生懸命やって商店街活動をしている人でなければ分らないことなんです。なぜかといいますと、何もしないで傍観者にいた商業者が多過ぎたからなんです。そういう方たちはほとんど、この法律が改正になると多分国任せ、地方自治体任せできつと良くなるだろうなという他力本願をしている者だというふうに思っております。すなわち、この三法の今回見直しに当たりましての大きなキーワードであります選択と集中というのが、私ども商業者にもまさしく当てはまることなんだというふうに思っております。

それはなぜかといいますと、どこの社会にもあると思いますけれども、特に商店街、そしてまちづくりをやっている者にとっては二、六、二の原理がございます。二割が賛成、六割どっち付かず、二割が反対なんです。しかし、その二割の人たちだけで頑張れば確実に町は良くなるんだ、中心市街地は少しずつ少しずつ活性化していくんだという私どもは自負をしております。それを実践してまいりました。

今日は、熊本の市長さんも来ておりますけれども、町の命運を左右するのはトップ政策だとも思っております。幸いにも、青森市はコンパクトシティという構想を十八年前からこれを公約にしまして、十八年間、今五期目で頑張っている市長もおられます。都市のプロデューサーということで、市、行政そして会議所という形が、私どもまちづくりを手掛けている商業者、一生懸命支援をしてきております。そのことによって私どもはいろんな連携、ネットワークができていきま

す。すなわち、まちづくり三法を見直しすることによって私どもは、努力をすれば、頑張るところ

に必ず勝利があるんだということを心から思っております。

今、現状、なぜこんなに都市、地方都市の中心市街地が弊害しているのかと申しますと、すべてオーバーシュアが原因だというふうには私は思っておりません。今こうしてお話している間でも、毎日、日本全国の地方都市の中で五十四店舗のお店が廃業をしております。年間二万店です。しかし、この二万店は自殺する方よりはまだまだ少ない、自殺する方は三万人と言われておりますから。しかし、五年前までの三年間では十万店の零細企業・小売店が廃業に追い込まれました。この廃業しているお店はすべて四人以下の小規模のお店です。三年間で十万店と申しますと、実は東京都内に約十二万店の小売業があるとされていてあります。そのことを考えていただければ、どれだけ大きな数字なのか分かります。そして、淘汰されてきました。廃業したお店もほとんどなくなっていくって淘汰されてきたので、現状は年間二万店という形に実はなっているわけでございます。

ところが、どうでしょうか。ここ五年間の間に、売場面積は三〇％増えています。これだけお店が、小さな小売店が廃業に追い込まれていくのにもかかわらず、三割売場面積が増え、そして三割の売場効率が落ち、そしてなおかつ小売業全体の販売額も減少になっております。そして、近年では、雇用従業員の数も、当然売場効率が悪くなっておりますので、パート比率が増大し、正社員の数も確実に減っているという現象でございます。

私のつたない十八年間の運動の中で実感として私が感じたことは、じゃ適正な売場坪数は一体どれくらいなんだろう。だれも迷惑を掛けず、そして不便さを感じず、買物が十分でき、毎日を享受し、そして各お店がそれなりに頑張って売上げをキープしていくような適正坪数、これを私は人口一人当たり一平米という形で思っております。御当地青森市も、平成三年度に三十万平米を超

えました。三十万人の人口で三十万平米を超えたときから、私も商店街の売上げ低下が加速をしいったわけでございます。今、約十万人前後の地方都市の売場面積は十四万から十六万平米になっております。そういう意味では、東京、大阪、名古屋という人口密度の高いところ、人口の集中しているところがやはりオーバーシュアではない、それなりの売上げ貢献をしているのではないのかなと。しかし、この売場がオーバーしているという要因はすべて地方都市に私は影響を及ぼしているものだというふうには思っております。

私は、おかげさまで商店街で脱サラをして独立するまでは、十五年間マイカルの前身であるニチイという大型店にいました。そして、大型店の中で私は、合理化として一番学んだのが経営理念でございます。いろんな性格の方が集まって一つの目標に向かって事業を進めていくからこそ、私は大きな目標が達成できるのではないのかというのを肌で感じてまいりました。

ところが、商店街に入り、そして商店が活動しているときに、そこには全く意思統一、合意形成のできていく団体が私ども、自分が自らいる商店街だということを自分で分りました。それは、やはり目標観がなかったということです。商店街の中に政策理念が一つも存在していなかった。何を目標にし自分たちの商店街は頑張っていけばいいのか、何をてこにし、何を目標にし日々の努力をしていけばいいかということが全くありませんでした。

そういう中で、私のまちづくり運動、商店街活動というのは、すべて政策理念を構築し、そしてそれに基づいて事業やイベントを構築をしていく、そのことが最も大事だということで理解をしております。すなわち、私どもの政策理念は、福祉対応型商店街になり切らなければならないことを特化して政策理念として出しました。そのことが青森市のコンパクトシティーを具現化するための唯一の、私どもが具現化するための責務があるんだと

いうことを私どもの周りの人や商業者に理解させる私は武器になったんだというふうに思っております。

すべての人に優しいまちづくりをすることが私も中心市街地の生き抜いていく道なんだということだと思っております。したがって、きちっとした政策理念を掲げ、そして余りにも差があった大型店と私ども商店街小売店の政策の違い、手法の違い、これを少しずつ埋めていくことが私どもの活性化につながっていくんだという考え方をしております。

したがって、販促費、広告宣伝費、今この商店街の個店で勘定科目にこれがないお店も一杯あるわけです。ですから、大型店というのはこの販促費、広告宣伝費、そしてマーケティングという商品政策を徹底的に追求していきながら成果を収めて効率を上げるための努力をしている、これを今後は商店街の必要性はなくなっていくだろうと。

すなわち、私ども商業者、商店街というのは、ただ単なる物の売り買いだけではないということですから。すべての市民がそこに集い、交流をし、コミュニケーションをして、そして一つの社会生活を送っていく、すなわち私は福祉型の交流施設だというのが商店街で生き残る道だというふうに理解をしております。したがって、私どもは、物の売り買いだけではなく、いろんな方たちと連携をし、お手伝いをし、そして応援してもらわなければ地方都市の中心市街地はよみがえることはないだろうというふうに思っております。

そういう意味で、今回の法律の改正というのは、まさしく的を得た、私も頑張る人間にもっと頑張るような示唆をしてくれる見直しだというふうに理解をしております。すなわち、そういう形で選ばれたところが本格的に集中的に支援をしていただいて成功のモデルをつくっていくんだと。少しづつ少しづつ、小さな小さな成功の積み重ねが私は、私ども地方都市の地域の活性化につな

がついていくんだというふうに理解をしております。

だから、すべてが選択、選択されない町もあるでしょう、支援をされない町もあるでしょう。それは自らやはり悟るべきだというふうに思っております。本当に頑張る人間がいろんな人の手助けを得、そしていろんなNPO、地域の団体、大学、企業、そういう方たちから理解を得られながら応援をいただいていること、それが今日私がお示しした資料の中、今日お持ちいたしましたガイドブックや戦略的一体整備の事業をやっているパンフレットを今日はお配りしております。その中にすべて表れていることだというふうに思っております。

時間前ですけれども、これで終了したいと思います。ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) 加藤参考人、ありがとうございます。

○委員長(加納時男君) ここで、委員の異動について御報告いたします。

本日、奥石東君が委員を辞任され、その補欠として那谷屋正義君が選任されました。

○委員長(加納時男君) 次に、佐々木参考人をお願いいたします。佐々木参考人。

○参考人(佐々木孝治君) ユニ一株式会社佐々木でございます。

〔委員長退席、理事松山政司君着席〕

本日は、私もユニ一株式会社の会長をやっておりますけれども、今日はユニ一株式会社の社長として御意見を述べさせていただきます。こんなことを思っておる次第でございます。

まず、ユニ一株式会社につきまして少し、本当に簡単に御説明をさせていただきます。私も、名古屋に本社がありまして、現在、店が百六十店舗ぐらいでございます。西の方は奈良、それから東の方は会津若松と、こういうところに店を出させていただいております。

もうちょっと具体的に申し上げますと、まず場所、スペースですね、この何年か非常に経済成長がしてきて、人口も増加し、消費も増えてきたと、それに対しての中心市街地のスペースが十分確保できていないと、こういうのも一つにあるんじゃないかと。それから、インフラが十分整備されない、中心市街地ということで非常にいろんな施設が集中しておったということもありまして、例えば道路だとか駐車場が十分整備をしていなかったと、こういうのも大きな理由になっておるんじゃないかと。それから、中心市街地と、こういうこともありまして、出ていく者にとってみれ

先ほどもちよつと申し上げました都市計画法の中で今回の法律のできる過程を見ますと、非常に地元に対する不信を持っている企業もないわけではないと、こういうことだけをまずお話を申し上げます。

都市計画法で今示されているようなやつぱりコンパクトシティという、こういうような概念で発想すべきではないかというふうに思っております。

次にですけれども、先ほども話がありました。法律の改正の目的の中に、大麥、読みますと、この内容でいいんではないかという部分が多くあります。例えば、やる気があるとか自主的取組、それに対して行政が後押しすると。僕はこれは間違ひなく当然のことだなというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、私もいろんなところで行政の長の方とお話をさせていただいております。やはり行政の長がその気になって何年も掛けてまちづくりをすると、こういう町につきましては間違ひなく良くなつてきておるし衰退を止めているんではないかと、こんなことを思っております。そんなことで、今後判断をしていくのには、やはりやる気のあるとか自主的取組をきちんと示すと、こういうことではないかというような気がいたしております。

りその市長の、町長さん、村長さん、もちろんそういう行政のトップの方と話す機会が多うございます。と、そのトップの方の意思によって私どもも、例えば退店を、全面的に退店をしようと思っても、例えども、どうしてもこの町は食品の買うものがないから是非食品だけは残してくれと、こんなような話がありまして、私どもも今までも何店舗かそういうようなことをさせていただいている例がございます。

例えば、一つ例を申し上げます。私、長野県の飯田の生まれでございます。飯田市というのは河岸段丘の町でございます。中心市街地のところは段丘の上と。それから、今、商業は郊外に大分移っていつているということでございまして、駅前にも店がございまして。もう古い店で、昭和四十七年ぐらいの店でございます。店の方のキャッシュフロアも出てこないということで退店を申し込んだわけでございますけれども、たまたま市長が私どもの先輩であつたり私がこの地元だったということもありまして、以前から、中心市街地の真ん中にあるから駅前の店を退店をされると灯が消えると、また食品を扱うところがなくなるから是非残してほしいと、こんなようなことを再三申し込まれておりまして、いろいろ議論をいたしました。

最低の投資で何とか建て直せぬかということを考えておりましたが、今、耐震の問題がございまして、なかなかこれは、そういう問題もクリアをしなければならぬと、こういうことがありまして、柱だけを残して耐震工事をして改装をいたしました。地下一階から地上五階建ての建物だったんですけれども、地下一階を駐車場にしまして、一階から三階までが衣食住と、四階は少しアミューズメントと地元の業者さんが入っていただくような店にしました。おかげさまでオープンできたわけでございます。市長も大変喜んでいただきました。普通、改装切りでは行政の長は見て来ていただけないんですけれども見に来ていただいた

と、こんなようなこともございました。その結果、どうなったかといいますと、私どもとすれば、この、こういう話をさせていただくということもありまして、少し数字見てきたんですけれども、一昨年そういうことをさせていただきまして、昨年一年間では経常利益が一・五億ぐらい赤字だと、しかし何とかキャッシュフローはとんとんだと、こういうことでございます。

そんなことで、私どもの企業として、先ほども申し上げていましたように、やはり地方のそれぞれの行政の長の方とはいろんな面でコミュニケーションを取らしていただいております。もちろん、退店におきましても出店におきましても、できるだけ早い間に申し上げまして、こういうことを考えているが、どうでしょうかと、こういうようなことをさせていただいております。そんなことで、非常にコミュニケーションがあつたということも含めて、そんなことになったわけでございます。

そのような例がユニーでは結構ございまして、一番初めは富山の西町というところは五階建ての建物があつて、地下一階から五階の建物がありまして、これも町の方から、アーケード街にあつた建物が退店をされると、空き地になると大変困ると。非常に、昼間の人口は多いんですけれども、夜の人口は少ないけれども何とか食品ぐらいやってくれぬかというようなこともありまして、それはワンフロアの食品にさしてもらったと、こんな例もございまして。

いずれにしても、行政の長の方の意思というものが私どもに対しても十分分かります。そういうものに対しては今までも協力をさせていただいたし、これからはしていきたいというふうに思っております。それから、私どものこの企業ですけれども、やはりスクラップ・アンド・ビルドというのはどうしてもせざるを得ないというふうに出ております。そのことがお客さんに対しても、また競争相手に対してもやはり必要であるということだけは

御理解をいただきたいというふうに思っています。私どもの企業というものは、やはり店をつくることによってお客様に買物の場を提供すると、社会的インフラの部分の担っているというふうに自覚をいたしております。そういう面では会社をつぶすわけにはいかないと、こんなことを思っておりますので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから最後に、私どものこの業界というのは団塊の世代がほとんど一緒になってこまで大きくしてきたというのが多くございます。私は四十四年入社、昭和二十一年生まれですから団塊の一つ前なんですけれども、来年から団塊の世代が退社をしていきます。いろんな、成長期も衰退期も、いろんなことを経験をした人たちが非常にここでリタイアをしていきます。そういう人たちは地元のところで活用をしていただければと、十分いろんなノウハウが出てくるんではないかというのを申し添えさせていただきます。

最後になりますけれども、この法律を読ましていただきました。非常に簡潔に書かれておりますが、この文章どおりいろいろな判断できるかどうかと、こういうこともいろいろ思ったりもしました。少し不透明なところもあります。後日またいろいろそれをお聞かせいただければというふうに思っております。

以上で私の方からの報告を終わらせていただきます。

○理事(松山政司君) ありがとうございます。

○参考人(幸山政史君) おはようございます。熊本市長の幸山と申します。

今日は、このような発言の機会を与えていただきました。大変光栄でございます。誠にありがとうございます。

それでは、限られた時間でございまして、早速説明をさせていただきますと思いますが、お手元に資料をお配りさせていただいておりますし、

それと同じものをこのパワーポイントの方でも示させていただきますと思いますので、どちらでも結構でございますので、ごらんいただきながら私のお話をお聞きいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。(資料映写)

ただいま市街地の写真を映し出しておりますけれども、まず本市の概況につきまして簡単に御紹介をいたします。日本三名城にうたわれまう熊本城を中心といたしまして、城下町として栄えてまいりまして、今日では人口六十七万を擁する近代都市として発展をしております。また、一方におきましては、明治の文豪夏目漱石から森の都と称されますなど、豊かな緑と、そして阿蘇の伏流水を源といたしまして六十七万市民の水道すべて清冽な地下水で賄っているという大変珍しい、まれな都市だと、自然環境にも恵まれた都市でございます。さらに、近隣の市町村とともに百万人の広域都市圏を形成いたしております。熊本県域全体の商業、医療、福祉、教育、文化などの都市的サービスを提供いたします九州中央の一大拠点都市としても発展をしておりますところでもあります。

このようなおきまして、本市におきましては、いよいよ五年後に迫つてまいります九州新幹線の全線開業に向けてきた対応、これが緊急かつ重要な課題となつてきているところでございます。この新幹線開業に伴いまして、移動時間の大幅な短縮、あるいは経済波及効果、交流人口の増大の効果をもたらしまして、九州の一体化、促進されることを考えられますことから、本市におきましては、この開業効果を最大限に引き出すために、熊本市圏の連携協力の下におきまして政令指定都市の実現を目指し、あるいは将来の道州制移行等を視野に入れまして、九州中央に位置する交流拠点都市としての地位を確立してまいることが都市戦略の柱として位置付けさせていただいているところであります。

そこで、このスライドで示しますとおり、本市のまちづくり戦略の方向といたしまして、本市の

顔でもあります。中心市街地の活性化、そして陸の玄関ともなります。熊本駅周辺の魅力創出、さらには行政・業務機能の集積、都市圏交通の強化や広域連携によるまちづくりなどを掲げさせていたいただいているところであります。

中心市街地につきまして紹介をさせていただきますけれども、元々、本市におきましては、先ほどお話をいたしましたお城を中心とした城下町として栄えてまいったところでありまして、それに加えて、西日本最大級のアーケードを持ちます中心商店街、本市の顔として官民を挙げましてその活性化に取り組んでまいったところでもあります。

近年におきましては、中心部におきまして組合施行により再開発事業が立ち上がりまして、平成十三年度には商業、ホテル、医療、カルチャーなどの民間施設、あるいは市立の美術館、県立の県民交流施設などを備えました二つの再開発ビルが完成をしております。また、岩田屋という百貨店がございますが、これが撤退という状況になりましたが、その後、県民挙げて運動によりまして阪神百貨店さんを誘致いたしますなど、様々な取り組みを進めてきたところでもあります。

また、現在におきましては、このスライドにありますように、隣接をいたします熊本城の魅力を最大限に生かすということで、商店街を始めとして、企業や市民の皆様方と協働によりまして、シンボルロードと呼んでおりますが、お城に向かうメインの道路であります、そこを歩行者天国にいたしました城下町の大にぎわい市でありますとか、あるいはお城の長堀の前を流れます坪井川などを舞台にいたしました幻想的な「みずあかり」を実施いたしますなど、新たな魅力向上に向けた取り組みを進めているところであります。そして、先ほど新幹線の話をしていただきましたが、熊本駅周辺におきましては、熊本県とともに道路整備、駅前再開発事業、区画整理事業などに取り組んでおりますほか、さらに、駅周辺地域まちづ

くり推進協議会を立ち上げまして、地元経済界、地域の方々とともに新しい熊本の玄関づくりを進めているところであります。

そして、都市圏連携につきましては、本年一月に関係十五市町村や熊本県、学識経験者から成ります熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会を設置いたしましたところでありまして、熊本都市圏の将来像、都市圏戦略の基本的方向の検討、さらには政令指定都市実現に向けた課題等の検証、長期的課題としての道州制の研究などに取り組んでいるところでございます。

そういう状況でございますけれども、このようなかにおきまして、昨年の十月二十日付けでございますが、開発業者から本市開発指導要綱第三十条の規定に基づきまして、本市佐土原地区というところがございますが、大規模商業施設の出店に向けまして開発行為の事前審査申出書が提出をされたところであります。

この航空写真でござらんいたしておりますように、開発予定地でございますが、本市の骨格となります幹線道路でありまして、空港への主要なアクセス道路となっております通称第二空港線と呼んでおりますが、その沿線に位置をいたしております、直近にインターチェンジがあります本市東部の行政境に計画をされております。また、熊本都市計画区域内の市街地調整区域でございますが、農業振興地域の農用地区域外、いわゆる農振白地地区でございますけれども、そういう場所でありまして、また、隣接をいたします市街地でありまして、良好な低層住宅地が形成をされておりますが、第一種低層住宅専用地域、この用途地域が指定をされているといった状況でございます。

施設概要でございますが、簡単に紹介いたしますと、敷地面積約二十三ヘクタール、店舗面積約七万三千平米、二つの核店舗、専門店街、シネマコンプレックス等から構成をされる地上四階建てという計画になっております。

この件に関しまして、本市では国交省さんの開発許可制度運用指針及び本市開発許可申請の手引

の市街地調整区域における大規模開発行為の取扱い方針、これに従いまして審査を行いました。この結果、スライドで示しますとおり、本事前審査申出に基づきます開発行為でございますが、市街地調整区域における許可の要件として定められております都市計画法第三十四条の各号いずれにも該当しないということから、去る五月十日、申請者に対して当該事前審査に係ります開発行為につきましては許可できないという旨を通知をさせていただいたところであります。

その理由といたしましては、良好な住宅地としての土地利用を維持促進するという本市の都市マスタープランにおきまして当該開発予定区域の土地利用の基本方針との整合性、あるいは先ほど紹介いたしました空港へのアクセスなど、当該開発計画が及ぼします都市圏の交通影響等から、熊本都市計画区域における計画的な市街地化を図る上で支障がないと認められるものとは言えないと判断をいたしましたものであります。

本件に関しましては基本的には開発行為の問題ではあります、本案件が都市計画はもとより、重要な広域交通拠点であります空港等のアクセスなどへの影響を始めといたしまして、市民生活、地域経済、環境保全など幅広い分野で影響を及ぼすことが予想されますとともに、賛成、反対の立場から、私や、また議会に對しまして多数の請願や陳情が寄せられますなど、市民の皆様方の関心、非常に高い関心があります。さらに、こういう国におきましてもいわゆるまちづくり三法の見直しが進められておりますことなどをかんがみまして、幅広い観点から慎重な調査、検証が必要であると判断をいたしまして、昨年七月、副市長を議長といたします庁内関係部局によりまして対応会議を設置をし、協議を重ねてまいったところであります。

具体的には、この事前審査における検証項目で明示をしておりますとおり、政策課題であります土壌性向上との関係、立地に伴います本市マスタープランとの整合性、あるいは交通予測・解

析、さらには、当該地の農業の現状と将来方向、既存の郊外大型ショッピングセンター来店者へのアンケート調査、中心商店街や地域商店街への影響調査、地下水や大気などに対します環境影響調査、他都市の事例調査などを実施いたします。一方、同時期に設置をいたしました学識経験者などから成ります中心市街地活性化に向けた土地利用研究会での論議等を踏まえ、検討してまいったところであります。

元々、本市は城下町として都市の骨格が形成されてきましたことから、道路網がお城を中心とした放射線状に展開をされておりますことなどから、中心部や幹線道路沿いでは慢性的な交通渋滞が発生しているところでありまして、現在、国、県、関係市町村とともに都市圏交通マスタープラン、アクションプログラムに基づきまして、新幹線開業時を目標に都市交通の改善に取り組んでいくところであります。

そのような中で、今回の出店計画に伴い、本市が独自に実施をいたしました交通解析調査では、空港アクセスに関しまして、都心部からの所要時間が現行では約三十五分、出店後は約六十分になると予想されまして、市民生活や経済活動におきまして、本市だけではなく、都市圏さらには県域全体に大きな影響を及ぼすことが懸念をされました。

そのほか、環境面におきましては、すべての市民の上水道を地下水で賄っております本市におきましては地下水の保全、重要な課題でございますが、本地域は市内の重要な地下水涵養域でもあります、その涵養量、年間約二十六万立米と推計をされてまして、また、汚染の広がりやすい地質でありますことから、地下水の保全の観点からも慎重な対応が必要とされたところであります。

このほか、本市商業への影響調査等を検証いたしました、地域活性化、消費生活、雇用、税収などの影響を踏まえ、総合的に判断をいたしましたところであります。

以上、今回の郊外型大規模商業施設問題に係り

ます本市の一連の対応、その結果をかいつまんで御説明を申し上げます。

次に、この問題に関連をいたしまして、今後の本市の取組につきまして紹介をさせていただきます。

現在、本市では、法改正をにらみしました新たな活性化基本計画策定に早期に着手することを市の方針として位置付けさせていただきまして、庁内体制の整備等を進めております。また、地元の商工会議所におかれましては既に中心市街地活性化協議会の設立準備を始めておりまして、今後、本市のみならず、九州の顔となるような中心市街地づくりに向けまして、官民を挙げまして、これまでに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

加えまして、中心市街地だけではなく、日常の消費活動はもとより、地域コミュニティ等を醸成します役割等も担っている地域商店街につきましても、それぞれの地域特性を生かした更なる魅力づくりに関係者の方々とともに取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、土地利用計画の策定でございます。

今回の出店計画に際しまして、地元の方々から当該申請の早期許可を求める陳情もいただいたところであります。私どもといたしましても、先ほど紹介いたしましたあの地域でございますが、地下水保全や自然環境の保全などの多面的機能も有しておりますが、周辺の市街地地域では都市化が進んでいるところでもございまして、将来的にはこのような多面的な機能への配慮や周辺環境や都市計画との整合性を図ることを前提といたしまして、良好な住宅地などの農地以外の土地利用が可能な地域であるところとらせているところであります。

そこで今後、本市では、都市計画法の改正等にもならみながら、中心市街地、その他市街化区域、さらには市街化調整区域につきましては、将来にわたりますべく保全すべき地域と将来の市街化の動向によって計画的な市街化を図る地域とに区分を

いたしまして、それぞれの土地利用方針を定めていくことといたしております。

最後に、本市のまちづくりの基本的な方針と、今回のまちづくり三法の改正に対する思いを若干述べさせていただきます。

今後、急速に進むであろう少子高齢化でありますとか、あるいは人口減少社会の中におきまして、私どもも地方自治体におきまして、右肩上がりの高度成長時代のまちづくりからの転換を図りまして、持続安定的な成長を目指した新しいまちづくりを進めていかなければならないと強く感じているところであります。

今回の法改正に関連をいたしましてコンパクトシティという表現が使われますけれども、本市といたしましては、すべての機能を一つに集約させていくということではなく、住民の日常生活に必要な機能は地域において集約させるべきであると考えておりまして、中心市街地を核とした本市の拠点性を高めるための機能集積、それと地域特性に応じた機能集積とを、難しい課題ではあります。が、両立をさせていかなければならないと考えております。

今回の中活法改正に伴いまして、地方の自助努力に基づきます支援措置を大幅に拡充されますことなどにつきましては、私どもも地方自治体といたしましても大変有り難いとらせておりまして、本市でも既に準備を、先ほどお話をいたしましたように、進めているところであります。

また、その一方で、個別にはいろいろと解決すべき課題はありますもの、地方分権というものが軌道に乗りつつございます。そこで、先ほど申し上げましたように、私どももいたしましては、熊本駅、それから熊本城及び中心市街地を本市の拠点機能を拡充するための重点地域としてとらえているところでありまして、これらを合わせますと四百ヘクタール近くになります。例えば活性化基本計画での対象範囲の設定など、中活法に基づきます支援措置等の運用や制度設計に当たりますしては、こういった地方分権の流れに沿って

地方の自立でありますとかあるいは自主的なまちづくりが促進されますよう、地域特性等への配慮をいただければ大変有り難いというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○理事(松山政司君) ありがとうございます。次に、渡辺参考人をお願いいたします。渡辺参考人。

○参考人(渡辺達朗君) 専修大学の渡辺と申しまして、誠にありがとうございます。

今日は、このような場で意見陳述の機会を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、流通論あるいは流通政策論という分野を専門にしております。特に流通関係の企業あるいは企業活動と公的な政策との関係について、まちづくりであるとかあるいは取引の仕組みや情報、そういった側面について研究をしております。

特にまちづくりの問題につきましては、八〇年代後半以降の大型店、大規模小売店舗法の緩和からまちづくり三法の制定、そして現在に至るまでの経緯について比較的近い立場でリアルタイムでいろいろ見聞き、研究しております。

そうした関係から、今回せっかくの機会をいただきましたので、申し上げたいことはいろいろあるわけなんですけれども、時間も限られておりますので、中心市街地活性化法の改正を中心にまちづくり政策の転換が今なされようとしている、その意義と評価という観点から幾つか意見を申し上げます。

レジュメとして一枚紙の、A4一枚のものを配付させていただいております。これに基づきましてお話を進めさせていただきますが、併せて参考資料を二点配付させていただきます。いずれも近々、流通経済研究所というシンクタンクの機関誌に掲載される予定の論文であるわけなんです。また未定稿の部分がある、その中の抄録であります。一本は私自身の論文でありまして、今回のお話の、話させていただく内容のベースに

なっているものです。もう一本は、私の研究室で学んでいる社会人大学院生が、まちづくりの現場におりまして、その彼の経験をまとめた論文であります。

それでは、本題に入らせていただきます。

レジュメの2の政策転換の意義というところから申し上げます。

従来、まちづくり三法、とりわけ中心市街地活性化法につきましては、政策効果が上がっていない等の厳しい評価を受けてまいりました。その要因としてよく指摘されるのが、三法間で矛盾ないし不整合があるという問題であります。

すなわち、これよく言われていることですが、でも、大店立地法につきましては、出店等の審査基準の関係から、結果として中心部での出店を減少させ、郊外部への出店を促進してしまうと。あるいはまた、既存の大型店の中心部からの撤退を、これもまた結果としてなんですが、促してしまう側面もあると。

同様に、都市計画法も、これまで従来は徐々に郊外部への規制強化というものが実施されてきておりますけれども、やっぱり概して中心部よりも郊外において容易な、出店容易な法体系になっていった。

これに対して中心市街地活性化法においては、都市中心部の商業等の活力向上などが行われるわけなんですけれども、せっかくこの法律に基づいて様々な政策支援が行われても、まちづくり三法という一つのくくりにくくられていて他の二法が結果として郊外出店を後押しするような効果を持ってしまうと、せっかくの中活法の効果が減殺されてしまうという、そういう問題であります。

こうした問題が矛盾、不整合を内在していることから、今回様々な議論を経て三法それぞれの改正という方向が打ち出された、そう理解しております。

今回、実現が目指されている政策理念として、2の(2)に示しておりますように、スプロール的な郊外開発からコンパクトシティへの転換、これ

が政策理念として明確に打ち出されました。

この背景にありますのが、背景というのか、前提にありますが、少子高齢化の下で人口減少が進んでいくと、そこから日本の経済規模自身がどんどん縮小傾向にある、縮小基調にあると。そうした中で、これまでと同じような拡大型の経済、拡大していく、成長していくようなタイプの政策でいいのかという、そういう根本的な疑問が出てきているわけです。そういう疑問がある中でも、やっぱり成長拡大時代の慣性の法則が働いているのかのようにショッピングセンター等を含む様々な施設が郊外において開発がなされてきた。その結果、都市、とりわけ先ほど来御指摘ありますように、地方都市において中心部の経済的な衰退、沈滞という問題が出てきたり、あるいはそれに伴う様々な社会的な問題が発生したということでもあります。

ただ、これは、こういう問題というのは消費者あるいは住民が買物行動等において選択をした結果でありまして、市場の行動の結果であると。企業も消費者の対応に対して合理的な対応をしたんだという、そういう論理でくられることが多いわけです。そういう市場の論理という側面ももちろんあるわけなんです。都市の問題については市場の原理、市場の論理だけで語るとするのはよろしくないのではないかと。やっぱりこれは正に市場の失敗と言われる事態だと言える状況でありまして、都市というのは社会的な共通資本と呼ばれたり、あるいは一度ダメージを受けると回復が難しい存在である。回復しようとするとき非常に労力が掛かる、コストが掛かる、時間が掛かる。そうであるならば、やっぱりそういう傾向が見られる時点で早めに失敗を補正する、あるいは失敗しないような対策を事前に打つということが必要だと。

回の改正というのは時宜を得たものだとして評価しております。

さらに、郊外規制と対極にある都市機能の集約、コンパクトシティということについても少し見てまいりますと、この概念というのはよく持続可能性、サステナビリティーという概念とよくセットで使われることがあります。そして、このコンパクトシティを実現していくに当たっては、社会的費用、スプロールが生み出す社会的費用を何とか削減したいと、人口減少社会においては拡大を続ける郊外のインフラを支える公共投資負担が重くなり過ぎてしまうと、だから市街地をもっとコンパクトにして公共投資を節約しようという試みであります。これは欧米の都市でも行われておりますし、先ほどお話があった青森市さんなどでももう既に先行されていることで、これからますます自治体の財政難等が緊急化、切迫化してくるかと思われまして、この三法改正がやはり時宜を得たものであり、更に今後普及していく考え方だと考えられます。

こういう全体の法改正の方向、理念そのものについては、先ほど来申し上げておりますように、私自身非常に評価、賛成をするわけなんですけれども、ただ、これまでいろんな形で審議がなされてきた経緯を振り返ってみる中で、誠に僥越なわけですが、コンパクトシティ化をすることの影響について、具体的にどんな影響があるのかということが必ずしもまだ十分議論されていないんじゃないかという、そんな懸念がぬぐえません。

特に、全体的な議論として、総論的な議論として申し上げたいことは、当然コンパクトシティ化を目指すということであれば、大都市圏を中心とした土地の価格あるいは賃貸料、さらには賃金であるとか物価全般、そういったものに何らかの影響が当然もたらされると。この間、非常に全般的な景気回復が進んでいる中で、コンパクトシティ化に向けた政策への転換が打ち出されるとともに、地価の問題、賃貸料の問題に、だんだん地価

の上昇、賃貸料の上昇ということが新聞紙上をにぎわえるようになってきております。

その背景の一つとして指摘できるのが小売業の対応であるわけで、チェーンストア等の小売業がまずは新ルールに移行する前に駆け込み出店をしようというところで郊外に出店を急いだ部分もあつたんですけれども、少し冷静になったところで中長期的な観点から戦略転換を行いつつあるやに見ております。それがこの(2)の①に三つの戦略として小売業が今打ち出している方向をまとめました。一つは、既存店の強化。市街地にある既存店を更に強化していきましよう。それから、中心部それから郊外部においても新しい店舗の形態として小型の店舗を開発し、それを更に強化していきましよう。それから、ロードサイドにおいては、郊外部を中心としたロードサイドにおいては、都市計画法の基準の一万平米という基準以下の中型店というのか、超大型ではない大型店のフォーマットを開発していきましよう、こんなことを盛んに今進められております。その結果、地価であるとか賃料の上昇というような事態がもたらされるやにあるというところであります。

せっかくコンパクトシティ化という政策方針が公共投資の削減といったことを目指して進められているわけなんですけれども、その余波として地価なり賃料なりあるいは物価全般の上昇などがもたらされてしまつては、これは元も子もないわけでありまして、このどちらを取るかというトレードオフ的な状況にあるような気もするんですけれども、ただ、実際のこれをメリットと受ける、享受する側の都市のレベルで見ると、どちらかというと、公共投資削減、コンパクトシティ化をして公共投資削減のメリットを享受するのはどちらかというと地方都市なのかと、地価あるいは賃料、物価上昇のデメリットというのはどちらかというと大都市圏なのかと、そんなようなことも考えられないことはないんですけれども、余りこの両者について二者択一の議論をしてしまつと非常に中央対地方的な対立構図をもちたし

てしまいかねないので、ちょっとそういう議論はすべきではない。

そうであるならばどうするべきかというところ、私なりに考えたところは、コンパクトシティというもののについて、その意義と効果についてもう少し冷静に検証していく必要があると。その際、コンパクトシティということ一言でくくられていくわけですが、例えば首都圏のように大都市と大都市が連綿しているような超大都市圏における在り方と、あるいはその対極にある農村部のあるような小都市の在り方、あるいは先ほどお話がありました熊本市さんのような地方の独自の方向であるとか、そういうそれぞれの都市の階層ごとあるいはタイプごとにコンパクトシティの概念というものをより具体化していく、そういう議論が、具体論レベルでの議論がこれから必要なのではないかというふうに思います。

以上が総論レベルでの議論でありまして、各論レベルで幾つか御指摘させていただきました。一つは、中活法そのものではないんですけれども、三法ということについて今回非常に問題になる点かと思うんですけれども、広域調整の問題があります。都市計画法に関連する問題ではあるんですが、広域調整がこれまで県というレベルで行えなかった。市が何かをやる、隣の市で何かをやる、我が市で何かできないかという、そういう状況ですね。熊本市さんの場合には、たまたま自分の市の中で問題が発生したから、市の中で起きたわけですが、隣接する市で同じことが起きたときに熊本市さんには何かできるかという、そんなことはなかなか難しかったのがこれまでです。それを都道府県レベルで取りまとめていきたいと思いますというのが今回の改正で、これは非常に評価できる点だと思います。

ただ、やっぱり県でそれを調整するということが本当に実際問題としてできるのかどうかというところが非常に難しいところで、やっぱり県の責任がこれから重くなってくると。県自身がまちづくりの理念あるいは都市計画、土地利用の在り方

をやつぱり真剣に考えていく、その中で独自の取組があつて初めて広域調整の役割、機能が十全に発揮できるのではないかと思います。

二点目は、中活法の政策効果に関連して申し上げたいところなんですけれども、先ほど来これも御指摘あるところですが、大型店の郊外立地を規制したからといって、それで自動的に中心部の活性化が実現するわけではない。やつぱり自治体あるいはその商業者は新しい中活法の下で改めて活性化の自助努力が必要なんだと、これはまず確認すべきだと思います。

その上で、今回、三法間の整合性が取れないということを冒頭に申し上げましたけれども、それをやや解決するような観点からの改正が行われた、ここは評価したいと思います。その一つは、規制の側面におきましては、準工業地域における大規模集客施設の立地可能性についての条件を付けたところです。それからもう一つは、振興面に関連して、中活法に大店立地法の特例措置を組み込んだことでもあります。

細かいその中身については省略しますけれども、これはいづれも非常に、三法間の連携を高めるといふ意味では非常に評価できるわけですが、これもまたやはり自治体が、その市町村がうまくこれを使えるかどうかというのが非常に問われるところでありまして、自治体の、これについては市町村の役割が非常に重要なことというふうに感じます。

それから、三つ目ではありますが、新中活法の枠組みの中で選択と集中という考え方で非常に整理をされている、これは非常に評価できるわけですが、従来のTMOで活躍、活動されてきた方々、これがどうなってしまうのかなというのが私、非常に心配するところでありまして、立ち枯れ化しちゃうんじゃないかという、その懸念が非常にあります。やつぱり現場で頑張つていらつしやる方のモチベーションあるいはモラルが低下することがないよう、旧法から新法への移行がスムーズに行われることを期待したいと思います。

それから四点目、大型店の社会的責任という議論がこの間ずっとありました。これは、大型店だけが責任があるわけではないという議論があつて、地域にかかわるすべての事業者がやつぱり地域に責任を持つべきだということで、中活法の中に事業者の責務という条項が設けられました。ですから、そういう条項を盛り込んだことは非常にいいことだと思います。であるわけですから、やはり先ほど佐々木社長もおっしゃられていたかと思うんですが、この際、やつぱり大型店サイドの企業あるいは業界団体の方々が改めて地域の問題について、今、先ほどおっしゃられたようなことを明確な態度表明をされることが望まれるのかなというふうに思います。

さらには、やつぱり大型店、中小の問題というのは地域ごとに解決していくべきでありますので、東京都においてそういった取組を私もかかわる形で商業まちづくり協議会というのをつくつて検討等を行つておりますが、そういう取組が、大型店と中小との連携する取組が各地で広まっていくなことが期待されます。

最後にもう一点だけ申し上げますと、まちづくりのリーダー、人材をどう育成するかというのが非常に重要な問題だと思います。

今回の改正の中では特段の新しい制度というものも導入されているわけではないんですけど、これも、これからやつぱり地域におけるリーダー、人材をどう育てていくのか、育てる仕組みをどうつくっていくのかということが非常に重要だと思います。

併せて配付させていただいたもう一本の論文につきましては、呉市においてそういう新しい人材を見いだす、見だしながらまちづくりに取り組んでいる事例が紹介されておりますので、併せて参考にしていただければと思います。

最後にもう一点だけ申し上げますと、一九九八年のまちづくり三法の制定に際しましては、本参議院経済産業委員会を始めとして、非常に真摯な議論が行われ、高い見識に基づく委員会決議

あるいは国会決議等が行われたということを承知しております。今回も是非、中長期的な視点で日本のまちづくりの在り方をどう考えるのかということ、是非皆様方の高い御見識の下で御議論、御審議いただき、将来のまちづくりに資するような政策、制度をつくつていただければと思います。以上、ちよつとオーバーしてしまいましたが、以上で終わらせていただきます。

○理事(松山政司君) ありがとうございます。以上で参考人各位の御意見の陳述は終了いたしました。

これより参考人に対する質疑に入ります。質疑及び答弁とも御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言を願います。

○松村祥史君 自由民主党の松村祥史でございます。今日は着席のままで自席で失礼をいたします。

まず、四人の参考人の皆様、本当に貴重なお時間をいただきました。それぞれの御意見をいただきました。大変参考になる御意見をいただいたものと思つております。

今回の中心市街地活性化法に関する改正案でございますけれども、実は我が党においても、昨年一年間、まちづくり三法を見直そうということでプロジェクトチームをつくりまして、一年間いろいろと議論をしてまいりました。その中で、やはり地方の都市が空洞化し、空き店舗や商店街が寂れた理由というのが大店の進出、このことが大きい原因があつたんじゃないかと。であるならば、これからそれぞれの地方都市の中において、また都市のつくり方において、ある一定の方向性を示さなければうまくいかない、こういう結論に至りまして、この三法がそれぞれ機能したのかというふうに思つております。

大店の進出に関しては、私は、まちづくりとい

うのはやはり地域づくりであり人づくりである。

私も、二年前にこの国政に出させていたで、それまでは地域活動を主にやっておったわけですが、いろいろその町の中で根を張る方々というの、単なる経済活動だけではなく、やはり地域に貢献をする社会貢献活動、このことが非常に重点を置くわけでございます。地域があるからこそ商売が成り立つ、商売が成り立つからこそ地域があるんだと、こういった相互関係にあるものという理解をしております。

そこで、今日は四人の方々それぞれに実は御質問させていただいたんですが、十五分という限られた時間でございまして、私の地元、熊本市長もおいででございますので、大変失礼ではございますが、選択と集中ということで、市長に集中をして質問させていただければと、こう思いますけれども、まずは、現場の代表者として先ほど加藤さんからも、まちづくりは地域住民の方々だというお話がございました。しかしながら、トップの政策が一番肝心なんだと、こういったお話もございました。

そこで、平成十年にまちづくり三法が制定をされ七年がたちましたけれども、その間での、行政長として、首長としてこのまちづくり三法の成果といふますか、果たしてそのことが機能していたのかどうかと、その点についてどう思われるか、また、どの点がどのように、良かったなら良かった、駄目だったら駄目だったんだということをまずお聞かせいただければと思います。

○参考人(幸山政史君) 選択と集中ということでございまして、答えさせていただきます。思いますが、まちづくり三法のどういうふうな機能したのかというところでございますが、一定のやはり効果はあつたというふうに思っております。

特に、中活法の中でもいろんなメニューを作らせていただきました。中心市街地の活性化計画等を作りまして、七つのプログラム、七十幾つの具体的な事業を実施することによりまして、先ほど

御紹介いたしました中心市街地におきましても、大変厳しい中ではありますけれども、まあ元気を何とか維持しているというふうな状況ではなからうかというふうな基本的な認識は持っております。

しかしながら、大型店、相次ぐ郊外型の大型店が出店をいたしております。先ほど渡辺先生からもお話がありましたが、熊本市域を超えるところに相次ぐ大型店が出店をする中で、中心市街地やあるいは既存の商店街におきまして大きな影響を与えてきているということ、これは実感でもあります。また、実際の通行量でありますとかあるいは売上高におきましても影響が出てきているなというふうに感じているところでもあります。

そういう中で、やはり町の形というものが少し崩れてきつつあるのではないかとというふうに感じているところでありまして、そういう意味では、少子高齢化あるいは人口減少社会というふうなことが言われている中で、持続可能な地域社会をどうつくり上げていくかというふうな意味におきましては、やはり今度の新たな三法の見直しに期待をしているところではございます。

○松村祥史君　やはり私も熊本でございますので、市長はやはり町と御発言をなさいましたけれども、実際のところはシャッター通りであつたり、やはり町の衰退というのはこれは否めないものがあると思っております。

その中で、経済原理主義からいいますと、大店の出店というのは、これは来るなどはなかなか言えないものでありますし、しかしながら、これを許すことでやはり町が衰退した原因というのは大いにあったと思っております。

そこで、今回、都市計画法でブレイキを掛け、中心市街地法でアクセルにするんだというのがこの法のねらいでございますけれども、先ほど市長の発言の中に、最後の方に、法改正が行われ、その運用に当たっては地方の特性に配慮をいただきたいというふうな御発言がございました。これについては具体的にどのようなことなのか、ちよっ

とお聞かせをいただければと思います。

○参考人(山幸山政史君)　地域特性への配慮ということでありますけれども、一つは、やはり計画区域といえますか対象面積といえますか、そういうものをやはり地域の特性に配慮していただければというふうに思っております。

先ほどスライドでも御説明いたしましたように、お城を中心とした城下町としての町が形成されてきているところでもございまして、さらに、五年後に控えた九州新幹線的全線開業というところ、私もこれはこれまで、中心市街地は駅周辺から熊本城を取り巻きますところの中心商店街まで約二百七十ヘクタールを中心市街地ということと位置付けさせていただいてるところでございます。感覚的に少し広いかなというふうに思われる方も多いのかもしれませんが、しかしながら、繰り返し申し上げますが、熊本城を中心とした城下町としての町のつくりを考えましたときには、やはり私もといたしましては、できればお城も入れていただければ、お城から中心商店街、さらには熊本駅までということと約四百ヘクタールぐらいになるわけでありまして、この地域というものをやはり一体的に熊本の顔としてまちづくりを進めていきたいというふうに思っておりますので、その点の柔軟な対応を是非お願いできればというふうに考えておりますけれども。

○松村祥史君　よく分かりました。私も熊本ですから。

要は、町中と熊本城と、それから熊本の場合は今後五年後に新幹線が来る、この駅前との関連性ということですね。ということは、コンパクトシティという言葉がよく使われますが、単なる集中をさせるということではなくて、熊本市の中に熊本が点在したり、こういった状況もあるわけでございます。そうしたときに、ただ集中をさせればよいということではなく、コアをつくりながら、やはり核づくりをやりながら、それを含めてまちづくりというふうなことが観点だろうと。

ただ、この広さの観念についてはまだいろいろと審議をしております。今後、このことについても我々も精査をしてみたいとは思いますが、貴重な御意見ありがとうございます。

せっかくでございますので、選択と集中ということでございまして、時間が少々ありますので、渡辺参考人にちよっとお尋ねをしたいと思っております。

先ほど、最後の方でTMO構想について少しお話がございました。今回の法案では中心市街地活性化協議会を設置をし、そのことを総理大臣の認定を受けて、選択と集中の中で補助策をいただくと、こうなっております。これが、今現在ある市町村で全部が全部この選択と集中に入ると私も思っておりますし、しかしながら、それぞれにこれまでにTMO構想を立ち上げて構想の認定を受けたところもありますし、計画倒れしたところもございまして。しかしながら、そこに住む方々というのには、その町の中でこの町を良くしたいという思いがあるわけですね。しかし、そのハードルが越えられない、越えられなければそれで終わりと、こういったことでは私も駄目だというふうな思っております。何度でもリトライができるような仕組みづくりというのは必要だと思っておりますけれども。

そこで、渡辺参考人にお尋ねをしたいと思いますが、このTMO構想というのはこれで立ち消えになる可能性が大でございます。一体、これからそういう前へ進める方、またリセットをしたいと思っていられる方々について、適度な制度であったり、いろいろな考えがありましたら、お聞かせをいただきたい、このように思います。

○参考人(渡辺達朗君)　先ほど時間の関係で若干省略をした部分がありまして、その部分を鋭く突っ込まれたという感じなんですけれども、このTMOを廃止するというその前段に、確かに中心市街地活性化協議会をつくるというのがあるかと思えます。そのこの協議会なるものがどんな権限を持つのか、あるいはどんな責任を持つ

のか、あるいは意思決定というのはどういう形で行われるのか、これがまちづくりの様々な活動を迅速かつスムーズに進めていけるような仕組みとして運営できるのか、あるいはこれは協議体ですから、なかなか小田原評定的な形で前に進まないようなものになってしまつては、せっかくのいろいろなアイデアが実行、実現できなくなつてしまつと、そういうところが非常に心配なところでありまして、もしこのTMOをなくして、この活性化協議会というのを地域のベースにしてまちづくりを進めていくということであるならば、この協議会という会議体の中身をやっぱりより具体化していく。これは国で一律にということではないとは思いますが、地方それぞれがやりやすい形、意思決定をし、実行しやすい形のをそれぞれがつくっていくことが必要なのかなというふうに感じております。

○松村祥史君　確かに、権限と決断、それぞれのところで意思決定ができると。ちよつと分かりづらくいところがあったんですけれども、いま一歩踏み込んで、例えば今、TMO構想というのを今現在も持つていらつしやることもございまして。こういったものをいきなり、中心市街地活性化法ですと、協議会設置と。同じ、形というのは変わらないと思うんですが、やることもほとんど変わつてこない部分もたくさんあると思うんですね。しかし、その概念としては、町を良くしたいという概念というのはこれ変わらないわけです。

その中で、今おつしやつたようなその権限、具体的な権限というのは、もう少し詳しく、ありましたらばお聞かせをいただければ有り難いんですが。

○参考人(渡辺達朗君)　この、どういう形で持つのかというのが、細則がよく私にも理解できておりません。この活性化協議会なるものがどういう形で立ち上がつてどういう形で運用されるのかがよく見えてこない部分なんです。地域の関係者がそれぞれ集まつて顔を合わせて

議論をしましょうということでは、その応援団は一杯いるけれども、どっちに向かって進んでいくのか分らないと、船頭多くしてという事にならんかねいわけですね。そうすると、今までのようなTMOという形でまとまって一つの方向に行こうよとしていた方が、ひよっとしたら活動としてスムーズにいったのかも知れない。だけど、それだとまちづくりの全体の動きをうまく支え切れないから、支えられるような応援団が必要だと。だけど、その中でやっぱり、応援団は応援団で周りにいるんだけど、それを実際動かす核、コアとなる部分をしっかりとつくて進んでいく道を、従来のTMOのような形で、身軽、身軽というか、調整をしながらも実行していくような仕組みというのが必要なのかなと。これをどう運営していくのか、どういう形でつくっていくのか、運営していくのかというのはこれからの課題なのかなと思います。

ですから、私も分からないところなので、うまくお答えできないんですけど。

○松村祥史君 ありがとうございます。

ちょっと時間も超過してしまいましたのでこれで質問を終わらせていただきますが、今後またいろいろ、今御意見をいただきました点については次の委員会でもまた精査をして、しっかりと地域が活性化するように頑張ってみようと思います。

ありがとうございます。

○小林正夫君 おはようございます。民主党・新緑風会の小林正夫です。

今日は、大変貴重なお話ありがとうございます。また、今後の審議の中で是非今までのお話を有効に使わせていただきたい、このように思います。

まず、加藤参考人にお聞きをいたします。

まちづくりは二割の頑張り屋さんがいればまあ何とかなるんじゃないだろうか、こういうお話もありました。私、民主党のプロジェクトチームの中でまちづくりをどうしようか、こういう委員会

もあつたんですが、そこで多くの関係団体の方に来ていただいてヒアリングを受けさせていただきました。そのときに、協力的じゃない地権者対策が大変なんだと、この地権者の人がうんと言わない限りなかなかまちづくりはうまくいかないという話が結構あつたんですね。

そういう意味で、地権者対策についてどのように取り組まれてきたのか、あわせて、地権者の方の気持ちを動かすのに税制の配慮とか税制改革もある意味ではやっていかないと私はいけないんじゃないかと思うんですが、やるべき税制改革、この辺は何か、この点についてお聞きをしたいと思います。

○参考人(加藤博君) 今御質問あつたのが一番、私も現場の人間としても一番難しく悩ましい問題です。

一番はまず、話し合いがまずないと思います。一番重要なのは話し合いだろうと。したがって、今回の改正の見直しに関しても、協議会をつくるということとは、今まで余りまちづくりに関心のなかった地権者も入れようということだというふうには私は理解しています。すなわち、より多様な人々をこの協議会に入れるんだと。先ほどの続きみたいなになりますけれども、今の企画調整型のTMOが私は中心市街地活性化協議会になっていくんだらうというふうには思っております。もっと広く言えば、イギリスのTCM、タウン・センター・マネジメント的な役割をしていくだろうと。そして、本当に町を動かしていくのは、やはり企画調整型ではなくて事業型のいわゆるTMO、まちづくり会社、商店街振興組合がいくだろうと。そのために強力なリーダーが必要なんだというのを渡辺先生はおっしゃっているんだと思います。そのために話し合いをきっちりするということ。

その次に、やっぱり今おっしゃったように、確かにこれ必要なのは税にメスを入れるということが大事だと思います。特に固定資産税、私どもは、中心街区がお支払をしている固定資産税というものはたかだか全体の一〇%の地域で七割ぐらいを納めているはずですよ、ほとんど。そういう意味でも、この固定資産税にメスを入れる。すなわち、空き店舗を長く空き店舗のままにしておくのと、すぐ空き店舗を埋める努力をしているところの、当然税的な差は付けるべきじゃないかなというふうには思っております。

それから、現実に私も、空き店舗対策で、単年度の予算で市が私どもの活動拠点を借りてくれておりました。ところが、財政のカットで、実は三割カットされました。当然、大家さんに、私も、三割も家賃カットしたら出ていってくださいますと言われたら思いましたけれども、一生懸命市の担当と話し合いに行きました。三割すぐカットしてくれました。どうぞ使ってください。

したがって、地権者もまちづくりにかわからせられるような、入り込めるようなムードをつくっていかねばいけないんじゃないかなと思っております。まして、最近はそのようなものが非常に、この三法の見直しによって非常にムード的にアップしているんじゃないのかなというふうにも思っております。

○小林正夫君 どうもありがとうございます。

次に、補助金の関係について、幸山参考人と渡辺参考人にお聞きをしたいと思っております。

平成十年にこのまちづくり三法ができた以降、毎年一兆円近くのお金がまちづくりの関連予算として使われてきた。調べてみると、八年間で八兆三千九百七十四億円のお金が投入されてきたというデータがあります。

そこで、幸山参考人に、この補助金が本当に使われている、投入されているという実感がありますか。あわせて、補助金の在り方について何かお考えがあればお聞きをしたいと思っております。

○参考人(幸山政史君) 大変難しい御質問をいただいたかなというふうに思っておりますが、先ほどお話をいたしましたように、十一年の三月に中心市街地の基本計画を策定いたしましたに、にぎわいづくりでありますとか交通あるいは回遊、コミュニティ再生等の七つのプログラム、それから七十一のプロジェクトを設定をいたしました、そして順次取組を進めてきたところではございます。

それで、どの程度使われてきたという実感があるかどうか、非常に評価はなかなかマルかバツかで言えるようなことではないと思っております。一定のにぎわいづくり等には効果は発揮してきていると、疲弊を何とか食い止めているというふうな状況ではないかというふうに思っておりますが、しかしながら、もっと、何といいたしようか、抜本的な対策といいますが、が必要ではないかというふうには思っておりますし、そういう意味では、新法の中にうたわれておりますような、メニューが更に拡大をされているようでありまして、是非そういうものを今後も大いに活用して、中心市街地の活性化に是非ともつなげていかねばならないというふうには感じているところでございます。

それから、民間の参入がこれまでに容易になるというふうなところは、私どもとしても大いに期待しているところではございますけれども、以上でございます。

○小林正夫君 渡辺参考人、お仲間の論文の中、これ拝見いたしますと、補助金に頼らない実績をつくりなさいと、こういう論文がお仲間から出ているわけですが、今、補助金を期待したいという片方では声があるわけですが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(渡辺達朗君) お配りした資料の例というのは、かなり特殊な例の部分があります。ですから、それを必ずしも一般化できるわけではないということはあるかと思うんですが、まずは補助金ありきのメニューで始めてしまうと、いろんな弊害が出てくる可能性がある、だから、補助金に頼らない形でのまちづくりの動きを起した上で、そのベースがあつて初めて補助金をいただいで何かをやっていく意味がある、無駄金にならない、死に金にならないということなのかなという

ふうには理解しております。

○小林正夫君 佐々木参考人にお伺いをいたします。

参考人のお話の中で、大型商業施設だけを規制すれば中心市街地は活性化するものじゃないと、こういうお話もあったと思います。そこで、大型店あるいは中型店、そういうお店を町中に呼び込むためにはどうしたらいいか。

ある、私、地域に行って地域の方の会話を少し聞いていましたら、こういう会話が合ったんですよ。今度郊外に大型店ができるということだよ。大変便利になるね、でも町の商店、個人商店はきつとつぶれちゃうよね、でも便利だから大型店に私たちは買物に行くようになるよね、こんなような会話が合ったんですね。この辺の会話の受け止めを含めて佐々木参考人の御意見をちょっとお聞きをしたいと思います。

○参考人(佐々木孝治君) ある県知事に呼ばれて、これから中心市街地にこういう大型商業施設とか大型店の誘致をしたいけれども、どんなもんだろうと、意見を聞かしてくれといううなこの近々に話がありまして、そのときに申し上げましたのは、もちろん私も売場面積が広く取ればお客さんに満足をしていただけるような品ぞろえができるというわけではありませんけれども、先ほども冒頭に申し上げました中心市街地が非常に疲弊してきた大きな理由の中に、いろいろアクセスの問題、もちろん駐車場の問題、それからスペースの問題、こういう話をさせていだいた、そこら辺のことを解決すればだというふうに思っています。

ある町でこういう提案をいただいたんです。私も郊外に、例えば一万坪の敷地に店をつくらうということがありました。是非中心市街地につくってくれと、今、千坪の土地があると、十階建てにすれば一万坪になるじゃないかと、こういう提案をいただいたので、これはちょっと待ってくださいと、こういうことでございまして、やはりある程度のことをやるには、それなりの駐車

場、駐車場も地下駐車場というわけでは、できるだけ駐車場があればお年寄りの方が来てもスムーズに入ると、こんなことがありまして、郊外型の何万坪と、こういうことはもちろん申し上げるつもりはありませんけれども、それなりの機能というものができようなことをしていただければ、十分僕は可能だと思えますし、僕は、先ほどもちょっと申し上げましたように、中心市街地から退店をしようと思つたときに、食品だけならやれるだろうと、こういうことがありまして、今までの例えば四階建て、五階建てを一階建てにしまして、少し平地をつくつて何とか、何とか採算を合わせていると、こんなことがありますから、決してやり方によつてはすべてが駄目ということではないかと、こういうふうに思っています。

○小林正夫君 ありがとうございます。

幸山参考人に、開発と規制ということで少しお話を聞きたいと思えます。

先ほどの幸山参考人のお話で、大型店の進出についていろいろ市としては判断をしてきたと、こういう経過も述べられて、大変御苦労も多いんじゃないかなと、このように察しをいたしました。

そこで、大型店の出店に対しては、地域の方の意見というのは本当にいろいろあると思えますけれども、この種の課題を判断するときに何が一番のポイントとして置かれていのかということと、市民のニーズ、これをどのように把握をされているのか。さらにまた、こういう大型店を進出したいという多分進出側の計画は、長期にわたっているいろいろ市場調査をしたり計画を立ててきているんじゃないかと私は思っているんですけれども、熊本市の場合には、今参考人が述べられたような方針というのは前から熊本市としてはそういう考え方を持っていたと、こういうことで理解しているのかどうか、この辺についてお聞きをいたします。

○参考人(幸山政史君) 今回の判断に、何をポイ

ントに判断したのかというふうなところでありますけれども、先ほど御説明をいたしましたように、うちの、本市の持つております都市のマスタープラン、それとの整合性、言わば、熊本市のまちづくり今後どうあるべきかというふうなところと今回の大型店の出店というものの整合性がどうなのかというふうな部分につきまして、これは多岐にわたりますので、問題が多岐にわたりますので、全庁的な取組の中で最終的に判断をさせていただいたというふうなところであります。第一種の住居地域と隣接をしていることもありまして、また、交通渋滞等の懸念もされる中で、本市の今後のまちづくりの中でいかにかというふうな観点から最終的には判断をさせていただいたというふうなところであります。

それから、市民のニーズをどう把握しているのかというふうなところであります。これは非常に難しい問題であります。例えば、地域の周辺の方々にしますれば、身近なところにあるということとは非常に利便性が高まるということもありまして、あるいは、大型店というものはやはり車で気軽に行けて、そして車も無料で駐車料金も払わずに行けてということ、その利便性を期待し、そして立地を望まれる声というものもあるわけでありまして、しかしながら、その一方で、既存の商店街の衰退でありますとか、中心市街地の問題でありますとか、そして例えば、じゃ高齢化社会の中で、車が運転できないような方たちの消費行動は今後どうあるべきかですとか、ということを考えてみたときには、やはり先ほどのまちづくりの話とまた戻ってくるわけでございますけれども、そういうことを踏まえた上での判断、ですから市民ニーズ、いろいろあります。賛成、反対、あるいは必要だ、必要ではない、いろいろありますけれども、やはり総合的な判断と言わざるを得ないのかなと、いろんな声をお聞きする中で総合的な判断と言わざるを得ないのかなというふう

に思っております。それから、長期にわたってこれを検討してきたの

かということでありまして、私も、私どもは、平成十一年だっと思ひますが、先ほど紹介しました都市のマスタープランを策定をさせていただきました。それに基きまして本市の都市計画の在り方、まちづくりの在り方等を進めてきたところでございますので、そういう意味では、そういった方向性の中での地域がいかにかなものかというふうなこと、これまでもそういう観点で、いろんな計画がこれまでも上がつてまいりましたけれども、判断をしてまいりましたし、今回も同じような判断をしたというところでございます。

○小林正夫君 時間の関係で最後になりますが、渡辺参考人にまちづくりと景観法についてお聞きをしたいと思ひますが、まちづくりは伝統や文化、あるいは歴史的な建物もしっかり残していかなきゃいけない、あるいは環境との調和が大変大事だと、こういうことで、平成十六年に景観法というのができて、それぞれの自治体あるいは景観団体が判断をしていろいろな規制を作っているわけなんです。特に日本全体としていいなと思う規制などについて、国がどのようにこの景観についてお考えがあればお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(渡辺達朗君) 景観の問題というのは、非常にこのまちづくりと密接な関係があると私も考えております。ともすると、やっぱり日本のまちづくりの中で景観の問題というのは非常に置いてきばりにされるというのか、余り問題にされないで行われているケースが非常に多いのは都市に多く見られると思ひます。

その町のランドマークであるにもかかわらず、そのランドマークを覆い隠すような開発が行われ、ランドマークの高さを超えるような開発が行われたりとか、そういうことが行われるということについて苦々しく思うことが多くあるわけなんですけれども、やっぱりいづれもその地方自治体レベル、地域レベルで判断する余地を残せるようなスキームをやつぱり国でしっかり持つていた

だきたいなということが一番申し上げたい点であります。

○小林正夫君 どうもありがとうございます。

○浜田昌良君 公明党の浜田昌良でございます。

本日は、四人の参考人の方々、ありがとうございます。今後の審議の参考にさせていただきたいと思っております。

それでは最初に、加藤参考人にお聞かせいただきたいと思いますが、青森でのコンパクトシティ、私も着目しております。昨年十一月には佐々木市長にもお会いしまして、昨年十一月はまたアウガという施設を見学させていただきました。人通りも多くて、すばらしいなと感嘆したわけでございますけれども、その背景に、加藤参考人のこのプロフィールといま何か役職見せていただきますと、TMOの関係をやっておられまして、かつ中小企業事業団のTMOタウンマネジャーとして青森以外のいろんな商店街についても見ておられると思えますけれども、このTMOというのがうまくいっているところと全然うまくいっていないところと、かなり差が激しいんですよ。そのうまくいかなるコソは何なのかというところがまず一点の質問でございます。

そして、第二点は、今度このTMOが、先ほど話もございましたように、中心市街地活性化協議会という形で幅広いまちづくりの担当、またその地権者や場合によっては住民代表も入れて運営していくということになるんですが、この活性化協議会を本当にうまく機能させていくためにはどういうことに留意すべきであるかということについてお聞かせ願えればと思います。

○参考人(加藤博君) 今の御質問、大変大事なことでおっしゃる通りでございます。私のこの十年間でおかげさまで五百か所の地域と商店街回らせていただいております。そういう中で、どこに行っても、頑張っている、頑張らなければいけないという商業者は必ず少数でしかいないという人達、その人達をリーダーとしてフ

ローしていく、支援していく体制があるかないかがポイントだと思っております。その支援をしていく体制というのは行政であり、会議所の役割は非常に大きいだろうというふうに思っているんです。

私もTMOがうまくいっているかいないかというのは、実際の今の六百八十の中心市街地活性化基本計画が出て、約四百のTMO構想が出ておりますが、これが、その基本計画とTMO構想が非常に話し合いがなされずに全く意思疎通がない地域があるんですね。もつと言え、中心市街地活性化基本計画というのはすべて、まあ今回それで見直しするわけですが、全部、構想は、計画は承認されました、平成十年のときからずっと出してきたのは、したがって、地方自治体に責任があるところながら、後は何にも担当が変わったら知らない、そしてTMOの担当も全く協調性がない、そういうところは全部うまく機能していないんです。

したがって、TMOを構想するときに、一人でも多くの人が入れるような構想をきつちりとワークショップなりを通じてやるところ、すなわち今度の協議会が目指しているものですね、それを今現在のTMOでやっているところ、それからタウンマネジャー的なもの、それから、よそから来てもらったもの、プロバティマネジメン

トって、今もう大型店で卒業したり途中で辞めた方で優秀な人は一杯いますから、そういう方が来ていろんな形で携わっているところはそれなりに計画がきちつと進んでいるんじゃないのかなという気がします。

計画もきちつとしていっているのかということも大きな重要な問題で、いろんな多様な人達を集めて、それをリーダーシップを取りながら一つの方針にまとめていくという自助努力というのが非常に大事なものであるというふうに思っております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

続きまして、佐々木参考人にお聞きしたいと思いますが、今回の法律の改正によっていわれるスーパーのビジネスモデルが変わっていくのかどうなのかという点なんですが、二〇〇五年の大型店の出店は七百二十五店で、前年度に比べまして四十四店の削減なんです。実は一万平米を超えているのは八百八店舗として過去最高になっております。つまり、最近は大規模化したものが多くなっている。郊外に立地する、時には農地に立地するという場合が多くなっているんですが、今回の法律によって、もう少し中規模のもので商店街と共存共栄の形のもので、特に先ほどお話ありましたように、団塊の世代の方がこれから、数多くチェンストア協会の会員さんにおられて、その方はかなりのいろんなノウハウをお持ちなわけですね、そういう方が正に協議会に入っているという、一緒に共存共栄していくという形がモデルの変更が可能なのか、その点についてお伺いしたいと思っております。

○参考人(佐々木孝治君) まず、今回の都市計画法、まちづくり三法の法律の改正で今後の出店がどうなるかということでございますけれども、法律ができて施行されていらない事例についての判断がまだ分かってきておりませんので、どうなるかと、こういうことにつきましては推測できません。

今回の都市計画法の中でもいろんな、都市計画、それからまちづくりへのいろんな提案ができるというふうな、事業者が提案ができると、こういう制度になっておりますので、これから行政の長の皆さんともいろいろ相談をしながら、コンパクトシティというこの中でこの大型開発につ

いてどのくらいやれるかと、こういうことについてはちょっとまだ予想が付いておりませんけれども、中心市街地の中だけに大型店をとにかくつぎましては、そんなに多くは、今の世の中見えていまして、できないんじゃないかと。コンパクトシティという、その中心市街地を含めた周辺までいろいろまちづくりと、こういう観点で物事を判断する行政についてはできていくんじゃないかというふうに思っています。

それから、一万平米といいますが、これ延べ床になりますから、売場面積としますと大体二千五百坪、約七千平米ぐらいになりますので、ある意味からすると、まあスーパーセンターだとかそういうものはできる。またホームセンターの大きいものができる程度と。GMSですと、衣食住を兼ね備えた店というのはその程度では到底お客さんから満足されないだろうというふうに思いますので、業種業態からしますとディスカウントみたいなのは出てくるんじゃないかと、そういうことは可能、できるんですけれども、私ども大手のGMSが目指しておりますような品ぞろえは満足してもらえないので、そういうものが中心市街地で核になって十分効果を出すということとはちょっと無理ではないかというふうに思っています。

いずれにしても、私どもの企業はもう当然、この法律を前に駆け込みの云々するだとか、こんなような認識を持っておりませんので、キャッシュフローの中での投資を考えていますから、それに向かってできるものはつくっていくと、こういうことでございますので、今後のことにつきましましてはまた今のところでは、一万平米以下のものについてどうのこうのということについては、まだ会社として方針は出していません。それから、先ほども申し上げましたように、団塊の世代がこれでリタイアをしていきます。私どもの企業もそうなんですけれども、これ地元に住んで生活をしていきますので、そういう面からしますと、もちろん行政の方、それから商工会議所の方

とも非常に親しくさせていただいておるところもありますから、そういう面からすると大いに活用していただいて結構ではないかというふうに思いますけれども、やっぱり商店街の皆さんが大型店が出たでどうのこうのと、こういうことでの言葉を発せられたり発想をされますと、何だと、こういうのが、これは人間の心理ではないかというふうに思います。気持ちの中では地元の人たちと一緒にやってこれからやっていこうというのは十分ありますので、そういう面では、先ほども申されておりましたように、強いリーダーシップと理念を持ってやっていただければ私どもとしても積極的にいかかわっていききたいと、こんなことは思っております。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

次に、幸山参考人にお聞きしたいと思いますが、先ほどの御説明の中で、中心市街地の大きな商店街の振興と、例えば中心市街地となる場合は店舗数が多分百以上あるんでしょうね。そういうものと地域商店街、これ全国平均取りますと商店街の店舗数は五十三ぐらいなんです、そういうものと、両方の活性化というのを考えていかなきゃいけないと思うんですが、先ほど中心市街地の商店街と地域商店街の両方の活性化という話を少し触れられたんですが、熊本市の場合、どのように取り組まれておられるのかについてお話しただければと思います。

○参考人(幸山政史君) 中心市街地だけ活性化すればいいというものではございませんので、今御指摘のありましたような中心市街地、あるいは地域の既存の商店街といいますが、その辺との連携というものがこれからますます大事になってくるだろうというふうな基本的な認識は持っております。連携といいますが、それぞれ、既存の商店街、地域商店街におきましてもそれぞれ独自の取組をされているところでありまして、その地域の特性に応じたといえますが、それを行政としてはできる限りバックアップをさせていただいているというふうなところではございます。

ただ、その地域商店街とあるいは中心部でありますとか、それをつなぐという意味では、やはり公共交通機関といいますが、この重要性が非常に今後ますます高まってくるのではないかと、いうふうに思っております。

ちょっと話がそれるかもしれませんが、非常に今、地域どこでも公共交通機関といいますが、バス、私どもは市電も抱えておりますけれども、これがだんだん採算性の原則の中ではないですか、非常にその路線が減らされたり便数が減ったりというふうな状況の中で、その地域と中心部とのつながりといいますが、やはり先ほど郊外で車で行きやすいという話をしましたが、ある意味、中心部においても車でないというふうなところも生み出されてきている状況でありまして、そこをいかに公共交通網を再編成していくかというふうなことが私どもにとつての大きな課題でありますし、そこをきちんと立て直していくことが地域のそれぞれの核を更に力強くさせていくものにつながるのではないかと、いうふうに思っております。

少しお尋ねとそれたかもしれませんが、以上でございます。

○浜田昌良君 ありがとうございます。

それでは、次に渡辺参考人にお聞きさせていただきますが、先ほどコンパクトシティ化によって長所と短所といいますが、うまくいっている点と、例えば地価とか賃貸料の高騰と、そういうデメリットも出てきているという話があったんですが、今回、この都市計画法と中心市街地活性化法の両方をうまくブリッジしまして、準工業地域については三大都市圏及び政令市について大規模集客施設を建て得るということにしたわけですね。それは少しでもそういうデメリットを防ごうと考えたわけですが、それ以外に、そのデメリットを防いでいく方法として今後の運用に何らかの留意すべき点ありましたら、御意見いただきたいと思っております。

○参考人(渡辺達朗君) 具体的にどうというのは

すぐなかなか思い浮かばないんですけども、基本的に、先ほど申し上げましたように都市の規模別にやっぱりコンパクトシティのまちづくりを進めていく、あるいはコンパクトシティ化を進めていくその範囲の在り方、あるいはいろんな地域の設定の仕方についての考え方を、大都市の場合、中堅都市の場合、小都市の場合等の幾つかのパターンをそれぞれが考えていくことが非常に大事なのかなというふうに考えております。

(理事松山政司君退席、委員長着席)

○浜田昌良君 済みません、もう一問、渡辺参考人にお聞きしたいと思いますが、御著作で、今までは大店立地法がいわゆるまちづくり三法の中でうまく位置付けようとして矛盾した点があったと。つまり、駐車場スペースの確保の必要性などから逆に大型店の郊外立地を促進したりと、そういう面があったということですが、今回改正するのはあくまで都市計画法と中心市街地活性化法なんです、今後の大店法の運用として何かそういう矛盾とか逆方向にならないように考えるべき点がありましたら御示唆いただければと思います。

○参考人(渡辺達朗君) 先ほどごく簡単に触れたところなんですけれども、今回の中活法の改正に当たって立地法との連動が付けられました。基本計画等を設定しているところについては、大型店の出店に当たって非常にスムーズに行えるようになりまして、というのが非常に大きな今回の特徴なのかなと考えております。

ですから、こういったことを制度として導入したわけですから、実際、大型店がまちづくりに協力する形で中心部に立店する際には是非スムーズに運用できるような仕組みがつけられることを期待しております。

○浜田昌良君 終わります。

○鈴木陽悦君 最後の質問、鈴木陽悦でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

初めに、四人の参考人の皆さんに共通した質問をさせていただきたいと思っておりますので、それぞれのお立場で御所見をお述べいただければ幸いです。

ございます。

ヨーロッパ、とりわけ西欧では人間の生活の場として都市の再生が盛んで、アメリカンモデルの対抗ともされております。フランスのストラスブールの大気汚染防止を目指した路面電車LRT、最近では富山が大変有名になっておりますが、このLRTの導入。それから、車の乗り入れの禁止、規制。ドイツでも同様に乗り入れ禁止の都市が見られておりますが、正に市場メカニズムでは都市の成長が持続できない、サステナブルシティにはなり得ないとして、経済成長一辺倒の考え方をちよつと非難している部分があるんですが。

日本でも、人間生活の場として都市再生を掲げているこうした自治体も見られますが、こうした考え方をまちづくりに反映させようとするそうしたとらえ方、考え方、皆さんからの御所見、できれば渡辺先生から伺いたいと思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

○参考人(渡辺達朗君) 正に今おっしゃられたことに私自身も賛成いたします。やっぱり持続可能な都市をつくるべくに当たって、一つ、今御指摘ありましたようなLRTのようなものを公共交通として整備していく、あるいはバスのネットワークを整備していく、高齢者や交通弱者に対しても非常に移動しやすいような仕組みをつくっていく。それから、町の段差をなくしていくとか、そういった様々な取組があつて、町の中の回遊性が高まり、いろんな人たちが楽しめる町をつくって、それが環境にも地球にも優しい町につながっていく、それが町の活性化にもつながっていくというものだと思っております。

○委員長(加納時男君) それじゃ、幸山参考人、お願ひします。

○参考人(幸山政史君) 先ほど公共交通のことに触れさせていただきましたが、ただいまお話をいただきましたようなこと、熊本市としてのまちづくりの中でも大事なポイントとして位置付けさせていただいているところがあります。

軌道で申し上げますと、軌道系で申し上げますと、市電がございまして、またJRさん、あるいは民間の鉄道会社等がございまして。しかしながら、今その結節の弱さ、もう少し結節を良くすればもっと範囲が広がるというふうなものもありますので、ここをどうしていくのかという課題がございまして。そして、新幹線の全線開業の話もいたしました。そして、新幹線、熊本駅とその乗換えの利便性をいかに高めるかということによって駅から大きく広がっていくというふうな意味でもこの軌道というものを大事にしていきたい。そして、ライダーといいますがバス網を、それに骨格とする中でバスをどう再編していくかというふうなことが私どもにとつての大きな課題でもあります。

関係者がなかなか多く、これまでも長年の課題、課題、課題としてきておりまして、なかなか動かない課題であります。しかしながら今、持続可能なといいますが、これからの熊本のまちづくりを考えましたときには、これをこれからどうやって動かしていくかということが今後の熊本の発展といえますか、にもつながってくるのではないかと考えております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

佐々木参事人、お願いします。

○参考人(佐々木孝治君) 今後の都市再生についてどう思っておるか、こういうことでございまして、これはこの改正の目的の中に十分僕は示されているというふうに思っています。

それは、一つは都市機能の増進と、公共公益機能、業務機能、商業機能が一つ、また、住居の増進、それから経済活力の向上と、こういうことをまちづくりの中の大きな目標にしている。それは僕も当然だと思っております。大変いいんではないかと思っております。これを中心市街地だけでそれができるか、こういうことになりまして、それは少し無理があるかもしれません。そこは、それぞれの町村によって違っていくんではないかと。そういう面からすると、コンパクトシ

ティーというこの概念は大いに活用できるのではないかとこのように思っています。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、やっぱり費用と効用の問題があるのではないかとこのように思っています。そこら辺の判断をきちんとしていただかないと、先ほど八年前で何兆円という話がありましたことにならざるを得ないというふうなこともありますので、そこら辺をきちんとしていただければ、私も、これは日本に住んでおりますし、地方に住んでおりますので、そういう面からすると、できることは協力をさせていただきたいと、こんなことを思っております。

○委員長(加納時男君) 加藤参事人、お願いします。

○参考人(加藤博君) まさしくこれからの中心街、特に商店街の再活性化のポイントになると思っております。

私も青森市の政策でもございまして、ウォークブルタウン、商店街を歩き回れる商店街に再生しなければいけないということを目標にまず念頭に置いてやっております。

したがって、私は、もう将来的にも、私も商店街というのはトランジットモール型、すなわち公共交通機関を特にうまく利用し、できるだけ一般の車や乗り物を排除していきながら、公共交通機関を最重点課題にしていきながら成り立つていくような商店街の再生が必要だろうというふうなことは思っております。特に、ヨーロッパ、イギリスを中心としたラムという流線形の電車が走っておりますが、これがまさしくそういう形のものではないのかなというふうにも思っております。

○鈴木陽悦君 四人の参考人の皆さん、ありがとうございます。

私が申し上げたかったのは、いろいろな意味で人間性の回復といえますかね、最近、日本アカデミー賞を総なめにしました「三丁目の夕日」っていう映画あります。昭和三十三年代の。この中には、人の触れ合い、こうした大切な部分がまちづ

くりには欠かれないんじゃないか、そういった辺を強く訴えていきたいなと思っております。

そこで、加藤参事人に伺いたいんですが、先ほど、正に市長が十八年、ぶれないでまちづくり、再生するぞ、そしてその双壁成す加藤さんがまた民の部分で懸命に頑張った、それが十八年の軌跡だと思っておりますが、先日からと青森にお邪魔しまして、私も昭和五十年からずうっと青森へ通ってまいりましたけれども、こんなに活性化すると、にぎやかになる、目の当たりにしまして、特にアウガを中心にした若い皆さんの集客力、それから六階、七階、八階には市民図書館もある、公共施設もしっかり駅前には集約されている。いろんな形で感動を覚えました。これこそコンパクトシティ、雪国ならではの特性をうまく生かしたコンパクトだと思つたわけでございまして。

加藤さんに伺いたいのは、五年刻みのスタンスというのを直接ちよつと伺ったんですが、今まで五年単位でいろんな企画、アイデアを繰り返してきた。五年というのは一つの我々のコンセプトだとして伺ったんですが、五年刻み、しっかりと分かってまいりましたけれども、これが例えば二十年後、三十年後、五十年後、この長期スタンスと短期の組合せというのはどんな形で持つていこうと思われているのか。

○参考人(加藤博君) それぞれの役割分担だと思っております。私は二十年後とか三十年後、五十年後のことを考えられる能力のない人間です。で、せいぜい考えて今から五年間が私の役割だと思っております。実は五年刻みというスタンスを私は取っているんですね。

それは、すべて、まちづくりというのもそうですけれども、実は三年から五年に私どもはリニューアルを掛けなければ全部しつぽみになっていくんです。事業もそうです、イベントもそうです、スタンプ事業、それからいろんなイベント、これは五年から三年にリニューアルを掛けなければやる方に新鮮味がなくなつてきます。やる

方が燃えないで新鮮味がなくなつて、情性でやっているものに関しては当然、訪れる人、利用する人、見る人は当然うんざりするんです。ですから、町もそうですし、私たち商業者が頑張つてやるイベント、事業も三年から五年に一度はリニューアルを掛けていくことが継続するコツなんだということを私は十八年の運動の中で理解してきました。

特に継続ということが非常に大事なんです。一つだけ余計なお話をさせていただきたいのと、お願いなんですけれども、今、先ほど約九兆円の八年間でいろんな形での中心市街地活性化の補助金が使われているというこの話もありました。私も、イベントでも事業でも補助金というのはほとんど三年、そして自己資金がなければできない今制度になっております。ところが、補助金があると今度はきちつと事業をやつて、補助金がなくなつた途端に事業をやめる自治体、そして商店街が全国にいくかに多いかということ。このことを税金の無駄遣いだと思つていただかないと私は困るんだということを切に訴えたいんです。本当に事業として継続することをきちつと前提に取り上げていっているのかどうか、そのことをよく御理解した上で、自己資金がなくなるときちつとした経営計画と同じようなイベント計画があつて、成功の度合いが高いというところにはやはり限度を決めて、自己資金がなくなるとやれるような補助金も付けていただきたい。

何か関係ない話で申し訳ないんですけど、そのこともあえて私は五年刻みのリニューアルが必要だということで訴えていきたいと思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

それから、加藤さん、先ほど、選択されない町は自ら悟るべきである。その後が聞きたいんですが、悟つた後。いろんなプランあるでしょうが、例えばまちづくりに関して中級のクラスの都市もあります。もう上級のトップを行っているところもありまして、まだ初級までたどり着かないところ

もありますが、そうした選択されない町、自ら悟る町というのはどういったところを自覚すればよいのでしょうか。そのアドバイスをとつ是非いただきたいと思ひます。

○参考人(加藤博君) 人間、先生たちもだれでもそうでしょうけど、自分を変えるのは危機感です。危機感を意識しないところに再生はあり得ないというふうに私は思っております。

選択をされなくて、それでしぼんでいくのか、危機感を更に強くして今からやり直していくのかということの議論をできるかできないかで、その町の長いスパンの中の再生が決まっていくだろうというふうに思っております。危機感が私はすべてを左右するんだというふうに思っております。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

じゃ、幸山参考人に一つだけ伺いたいんですが、先ほどから御発言の中で、中心市街地を核にした特性を生かすという、地域にはいろんな特性がありますが、この特性を見いだす作業というのは非常に大変だと思うんですが、その地区、地区によつての特性の見だし方というのは市長御自身はどんな形でお考えでしょうか。

○参考人(幸山政史君) 特性を見いだす作業、大変ここが大事です、ここを見誤りますと間違つた方向に、結果的にうまくいかないということにつながるとは思ひます。

先ほど、熊本城を中心とした城下町ということをお願いしたけれども、じゃ、みんなが、熊本市民みんながそういう意識を持っているかというところではないかと。しかしながら、城下町ということ意識しながらまちづくりに取り組んでいらっしゃる方々はたくさんいらっしゃるわけですね。あるいは、その商店街を活性化しているというところである取組をしていらっしゃる方々がたくさんいらっしゃる。

やはりそういう、先ほどまちづくりは人づくりというふうな話も出たかと思ひますけれども、そういう人たちがどういうふうな思いを持っている

のか、そこを連携を組んで取り組んでいくこと、これがやはりその特性を生かしたまちづくりにつながるのではないかとこのように感じております、そういう意味では、新たな法律の下でそういうことがもつとやりやすいような環境になれるのではないかとこのように期待しているところではございます。

○鈴木陽悦君 ありがとうございます。

最後に、加藤さんに一つだけ伺いたいんですが、法律が例えば体としますね、内の外枠だとすれば、その後ろには今度人間という、人間性、さつきも何回も言いましたが、中身、ソフトの部分が伴っていないかきやいけないと思うんですが、そのソフトづくりについてのちよつとアイデアあつたら教えてください。

○参考人(加藤博君) 私ら商業者の立場というのはまさしくソフト戦略だと思ひます。私はそれぞれの役割分担ということを行いましたけれども、やはりハードは行政であり、ソフト戦略が会議所、商業者、そしてNPOという、もうあらゆる連携が大事だと思ひます。

私たち商業者が本場に知恵と汗を出していくことによって、みんなからの支持が得られて、連携が生まれていくと思ひます。この連携が私はソフトの一番の大きな要因ではないのかという気がしております。

私どもの市長はいつも言っています。ハードは大事、そしてソフトはもっと大事、しかしハードが大事だと。そこにいる人たちが本心に心意気を持ってやれるかやれないのか、そういう心意気のある人を私たちは応援するんだという行政の立場を明確にしているところに私みたいなまちづくりばかと呼ばれている人間が育っていくんじゃないのかなというふうに自負しております。

どうぞよろしく願ひします。

○鈴木陽悦君 四人の参考人の皆さん、本当に貴重な御意見、ありがとうございます。

これで終わらせていただきます。

○委員長(加納時男君) 以上で参考人に対する質

疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり大変有益な御意見をお述べいただきました、誠にありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

平成十八年五月三十日印刷

平成十八年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C